

鈴与株式会社 次世代法に基づく一般行動計画

社員が仕事と子育てを両立することはもとより、社員一人ひとりが働きやすい職場環境をつくることで、社員全員に能力・個性を十分に発揮してもらうため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年9月1日から平成31年8月31日

2 内容

目標1 所定外労働削減のための改善策の検討および
1年間の全社員の平均月時間外労働時間を80時間以下にする

<実施時期>H27.9~

<対 策>・平成27年7月より開始している有給休暇の計画的取得を引き続き
推進（3カ月に1日）
・時差出勤の運用拡大を実施（個人の事情での始業時間変更を可能）

目標2 男性の子育て目的の休暇の取得促進

<実施時期>H27.9~

<対 策>・配偶者の分娩時等、特別休暇に関する情報提供

目標3 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組みを行う

<実施時期>H27.9~

<対 策>・育休者・復職者向けの両立支援研修、女性職員向けキャリアデザイン研修など
を実施